



生活環境



ごみ

☎市役所廃棄物対策課 ☎22-0666 (上田クリーンセンター内)

◆各地域自治センター ☎丸子 市民サービス課 ☎42-1054 / ☎真田 市民サービス課 ☎72-0154
☎武石 市民サービス課 ☎85-2312

■ごみの出し方

下表は、主なごみの出し方をまとめたものです。詳しくは、パンフレット「ごみの出し方」、「ごみの分別帳」、「資源物回収年間カレンダー」をご確認ください。

ごみの種類	ごみを出す場所	ごみの出し方
燃やせるごみ ☑マーク付きプラスチックごみ 燃やせないごみ	ごみ集積所	指定のごみ袋で出してください。 指定袋は市内の小売店で販売しています。
燃やせる粗大ごみ	上田クリーンセンター 丸子クリーンセンター	上田地域・真田地域にお住まいの方は上田クリーンセンターへ 丸子地域・武石地域にお住まいの方は丸子クリーンセンターへ 持ち込んでください。 ごみの大きさ、量により受け入れできない場合があります。 ごみ集積所には出せません。
燃やせない粗大ごみ	廃棄物処理業者	廃棄物処理業者に依頼してください。 ごみ集積所には出せません。
びん、缶、ペットボトル、紙類、 布類、有害ごみ、危険ごみ	資源物回収所	それぞれの出し方に従って出してください。各自治会等で資源物回収 を行っています。 都合により自治会等の資源物回収に出せない場合は、ウィークエンドリサ イクルをご利用ください。ウィークエンドリサイクルは、毎月第1～第4 土曜日にスーパー等の駐車場でを行っています。 日程や会場等詳しくは、資源物回収年間カレンダーをご覧ください。

■燃やせるごみ (青字の指定袋)

燃やせるごみとして出すことができるのは、紙くず、生ごみ、本革類、布類、わりばしなどです。ただし、ティッシュや菓子などの紙箱、トイレトペーパーの芯、はがき、封筒、カレンダーなどは雑がみとして資源物回収所またはウィークエンドリサイクルに出してください。また、生ごみは庭や畑に埋めたり堆肥化するなどにより、ごみの減量・再資源化にご協力をお願いします。

■燃やせないごみ (赤字の指定袋)

燃やせないごみとして出すことができるのは、金物類、合成皮革・ゴム・プラスチック製品、ガラス・陶磁器類、小型家電などです。スプレー缶やライターなどの「危険ごみ」、及び電池やリチウム電池などの「有害ごみ」は、火災事故防止のため、燃やせないごみには絶対に入れないでください。「危険ごみ」及び「有害ごみ」は資源物回収所かウィークエンドリサイクルに出してください。

■☑マーク付きプラスチックごみ (緑字の指定袋)

プラマーク付きプラスチックごみとして出すことができるのは、☑マークの表示がある食品トレーやカップ麺の容器、発泡スチロール、菓子等の袋などの容器包装プラスチック類です。必ず中身を使い切り、汚れを取り除いた状態で、直接指定袋に入れるようにしてください。

■資源物、危険・有害ごみ

市では、各自治会及びウィークエンドリサイクルで資源物、危険・有害ごみの回収を行っております。再生利用可能な資源物をきちんとリサイクルすることは、環境の保全につながります。

広告



片付けの乱 援軍呼ぶなら

資源を
愛
サボ・ステ

いざ！出陣！！

おかげさまで創業130周年
小柳産業株式会社

不用品の片付けから、建物解体
土地売買まで一括して承ります。

 PayPay でお支払い

 T-POINT
貯まります。

※一般の方専用フリーダイヤル「サボ・ステ」
 **0120-64-1022**
上田市材木町2-12-10

上下水道

■水道を使用したいとき、やめるとき

問 上下水道局料金センター ☎22-1313

転入などで水道を使用したいとき、転出などで水道の使用をやめるとき、または名義を変更したいときは手続きが必要です。

事前に料金センター☎22-1313へご連絡いただくか、市ホームページからお申し込みください。開栓の際は手数料1,000円が必要となります。

■上水道料金、下水道使用料

問 上下水道局料金センター ☎22-1313

水道メーターの検針は、2か月に一度、地区により奇数月か偶数月に行います。この検針結果に基づき、2か月分の料金を検針の翌月に納めていただきます。お支払いは便利な口座振替をお勧めします。

漏水の場合は漏水箇所により、料金の一部が減免になる場合があります。

■水道の工事、トイレの水洗化をしたいとき

問 上下水道局サービス課 ☎75-1092

水道工事をするとき、市指定給水装置工事業業者へ、またトイレの水洗化工事をするとき、市下水道指定工事店へお申し込みください。これらの指定工事店等の一覧は、市ホームページで確認できます。

■宅地内の水道・下水道の修理

問 上下水道局サービス課 ☎75-1092

宅地内の漏水、凍結、蛇口等の破損、水洗トイレなどの排水のつまり、器具等が故障したときは、工事を行った業者または前記の指定工事店等を確認のうえ、直接お申し込みください。

※塩田地区・川西地区の一部の県営水道地域にお住まいの方の上水道のことは、ヴェオリア・ジェネッツ(株) (県営水道業務受託会社☎29-0810 フリーダイヤル0120-971-124) へお問い合わせください。ただし、下水道のことは上記のとおりです。

し尿・合併浄化槽・家庭雑排水汚泥

問 市役所生活環境課 ☎23-5120

◆各自治体センター

☎丸子 市民サービス課 ☎42-1216

☎真田 市民サービス課 ☎72-0154

☎武石 市民サービス課 ☎85-2827

■し尿のくみ取り

くみ取り式トイレを使用しているお宅は、収集の申し込みを市の許可業者に直接連絡してください(市の許可業者はお問い合わせください)。し尿くみ取り料金は、収集業者に直接お支払いください。

■雑排水汚泥の収集、処理槽の清掃

家庭雑排水汚泥の収集、処理槽の清掃は、市の許可業者に直接連絡してください(市の許可業者はお問い合わせください)。雑排水汚泥収集料金は、業者に直接お支払いください。

家庭雑排水汚泥処理槽の清掃は、おおむね3~4か月に1回実施してください(処理する排水の汚れ具合により、清掃回数は変わってきます)。

■合併浄化槽を設置するとき、使用を止めるとき

合併浄化槽を設置する場合、下水道への接続等により使用を止めた場合、または名義を変更した場合は、市の窓口へ届け出をお願いします。また、保守点検及び清掃は適正に行ってください。なお、法定検査※の申し込みもお願いします。

※浄化槽法にて年1回の検査を義務付けています。平成30年4月から検査項目に「生物化学的酸素要求量(BOD)」を加えることとなり、より効率的で充実した検査内容となります。

■くみ取りトイレから水洗トイレに切り替えるとき

くみ取りトイレから水洗トイレ(下水道や合併浄化槽)に切り替えをするときは、必ず、し尿または家庭雑排水汚泥のくみ取り及び不要となる処理槽の清掃を、し尿、雑排水それぞれ、市の許可業者に直接連絡して実施してください。

広告

上下水道・空調設備工事 P59 E-4

確かな技術・信頼・誇りマイジャマ”3&3”スピリット

ミヤジマ技研株式会社

水・ガス・空気・オイルなど、街のエネルギーは毎日の暮らしに欠くことのない大切なもの。一般住宅・オフィス・工場・街・・・豊かな生活環境へのパイプ役として、どのようなことでも承ります。

■上田市下之郷248 ■TEL:0268-38-2004 ■FAX:0268-38-2015 ■営業時間/8:00~17:00
 ■定休日/土曜、日曜、祝日 ■URL:http://miyajimagiken.com ■E-mail:top1@miyajimagiken.com
 ■特定建設業 管工事 建設大臣長野県知事許可(特一)第1344号 ■特定建設業 水道施設工事 建設大臣長野県知事許可(特一)第1344号
 ■特定建設業 鋼骨造作工事 建設大臣長野県知事許可(特一)第1344号 ■一般建設業 機械器具設置工事 建設大臣長野県知事許可(特一)第1344号

あり(10台)

一般・産業廃棄物収集運搬 P47 E-4

台所やお風呂から出る家庭雑排水収集のことなら

上田清掃事業協同組合

臭い!排水口が詰まり気味!汚泥槽から汚水が溢れた!そんな時は直ぐにお電話を!飲食店の厨房等から出る雑排水(産業廃棄物)の収集や浄化槽の汚泥収集、トイレの汲み取りも承っております。

■上田市常磐城2223-8 ■営業時間/平日 8:30~17:30
 第1・3土曜 8:30~12:30
 ■家庭雑排水収集業(許可番号2)
 ※丸子・武石・真田地域を除きます。
 ■産業廃棄物(汚泥)収集業(許可番号2001007045)
 ■浄化槽清掃業(許可番号1)・排水管の詰まり清掃

TEL:0268-24-9592
 FAX:0268-24-9023

建物の新築・増築・改築等

問 市役所建築指導課 ☎23-5430

■申請

都市計画区域内では、確認申請書の提出が必要です。4m未満の道路に接している敷地は、道路後退が必要となります。

都市計画区域外は、工事届を提出してください（用途、規模、構造により確認申請が必要な場合があります）。

■建物を解体するとき

解体工事を行う場合、一定規模以上の建物については、建築基準法と建設リサイクル法に基づいて事前の届け出が必要です。

■木造住宅の耐震診断と

耐震改修工事等の補助について

地震の発生に備え、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した木造住宅を対象に、無料の耐震診断及び耐震改修工事等に要する費用について、一定の補助金を交付します（詳しくは、お問い合わせください）。

ブロック塀等除去の補助

問 市役所建築指導課 ☎23-5430

ブロック塀等の倒壊による通行人の被害を防止するため、道路沿いの危険なブロック塀等の解体に対して補助します（詳しくはお問い合わせください）。

市営住宅

問 市役所住宅課 ☎23-5176

◆各地域自治センター

☎丸子 市民サービス課 ☎42-3287

☎真田 市民サービス課 ☎72-0154

☎武石 市民サービス課 ☎85-2312

募集は、年4回（6月、9月、12月、3月）行い、抽選によって入居者を決めています。市営住宅の家賃は、入居家族の所得の合計額等に応じて決められ、月末に口座引落としされます。また、共益費、電気・ガス・水道料金、自治会費等は、入居者の自己負担となります。

■募集団地

募集する団地・居室は、募集時期に市広報及びホームページに掲載します。

広告

解体工事

P68 B-5

解体工事お任せください

有限会社 アークティック

木造・鉄骨・コンクリート構造物の解体工事他特殊解体工事、産業廃棄物の収集運搬も行っております。お気軽にご相談下さい。

■上田市御所82-7

■TEL:0268-23-6568 ■FAX:0268-24-3797

■産業廃棄物収集運搬業 長野県 2001043657/群馬県 01000043657

■建設業 長野県知事(般-3)第21593号

■入居者資格

次の要件をすべて満たしている方が、申し込みすることができます。

- ①申込者が上田市民であるか、または上田市内で働いている方
- ②持家がなく、住宅に困窮している方
- ③市税等の滞納がない方
- ④家族（婚約者も含む）で入居できる方（ただし、一定の要件を満たせば、単身入居も可能です）
- ⑤申込者及び同居親族が暴力団員でないこと
- ⑥世帯の所得の合計が一定基準以下の方
詳しくは、お問い合わせください。

■申込時に必要なもの

市営住宅入居申込書他

添付書類の詳細はお問い合わせください。

墓地・霊園

問 市役所生活環境課 ☎22-4140

◆各地域自治センター

☎丸子 市民サービス課 ☎42-1216

☎真田 市民サービス課 ☎72-0154

☎武石 市民サービス課 ☎85-2312

■墓地経営の手続き

墓地の新設、拡張、廃止など墓地の経営等には市長の許可が必要です。事前にご相談ください。

■市営霊園利用者の方へ

上田市霊園（諏訪形地籍）・塩尻霊園（下塩尻地籍）・上野霊園（上野地籍）・丸子霊園（上丸子地籍）・真田古城霊園（長地籍）で碑石建立・改修工事や埋蔵、承継等を行う場合は、必ず事前に所定の手続きを行ってください。

動物の飼育

問 市役所生活環境課 ☎22-4140

◆各地域自治センター

☎丸子 市民サービス課 ☎42-1216

☎真田 市民サービス課 ☎72-0154

☎武石 市民サービス課 ☎85-2312

■動物の飼育は、愛情とマナーをもって

畳屋

P39 E-4

畳のことなら

井上製畳所

冬には暖かく、夏の暑さと湿気を抑えてくれる畳は、季節ごとの気温や湿度の変化が激しい日本の気候には、うってつけです。畳のことなら、お気軽にご相談ください。

■上田市中心6-4-16

TEL:0268-24-0519

■定休日/日曜日

P あり

飼育動物に関する理解を深め、正しく飼養することにより、人と動物が共存する潤い豊かな地域社会を築き、動物愛護の意識を高めましょう。

●犬を飼われている方へ

生後3か月（91日）以上の飼い犬は、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが狂犬病予防法で義務付けられています。飼い犬を散歩させるときは、リードを付け、必ず「ふん」を回収し、持ち帰りましょう。飼い主や住所が変更になったなど、登録事項に変更があったときは、届け出が必要となります。

●犬が死亡した場合

飼っていた犬が死亡した場合は、市役所生活環境課または各地域自治センターへ届け出が必要です。犬・猫等のペットの火葬をご希望の方は、大星斎場（☎22-0983）または依田窪斎場（☎42-4851）へお問い合わせください。

●猫を飼われている方へ

伝染病などの感染の防止や、他人の土地を荒らしたり、汚物等で汚したりしないため、屋内飼養に努めてください。やむを得ず外で飼う場合は、不妊・去勢手術をし、名札を付けて飼い主が誰であるかわかるようにしましょう。野良猫にエサを与えている方は、単にエサをやるだけではなく、トイレの世話、不妊・去勢手術の実施など責任を持って管理してください。野良猫を地域住民の皆さんで地域猫として適正に管理する方法もあります。地域猫の取り組み方法については、市役所生活環境課または上田保健福祉事務所（☎25-7153）へお問い合わせください。

消費生活相談等

■消費生活の相談は、上田市消費生活センターへ

☎上田市消費生活センター ☎75-2535（直通）
上田市大手一丁目11番16号 上田市役所本庁2階

上田市消費生活センターは、上田市が運営する、消費者のための相談業務を行う機関です。消費者が商品を購入したりサービスを利用した際に事業者との間で生じるトラブルについての相談と啓発を行っています。

●相談時間：9時～12時、13時～16時

土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休みとなります。

●時間外の相談

16時以降または土・日曜日や祝日は、電話番号（局番なし）188（消費者ホットライン）にご相談ください（平日17時まで。土・日・祝日は10時～16時まで）。

●どんなことを相談できるの？

- ①商品やサービスの契約に関するトラブルの相談
- ②消費生活に関する疑問、問い合わせ
- ③製品事故など生活に関わる安全・安心に関すること
- ④助言…問題解決に導くアドバイスをし、消費者本人が交渉するための支援をします。
- ⑤あっせん…高齢であるなど、消費者自身が事業者と話し合って解決することが難しい場合に、消費者と事業者の話し合いによる解決のための支援を行います。
- ⑥情報提供…消費者からの問い合わせに対して可能な範囲での情報を提供します。専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。

■多重債務のお悩みは早めにご相談ください。

多重債務とは複数の金融業者から自分の支払い能力を超えたお金を借りて、返済ができなくなることです。お金を借りるとき、またはクレジットカードでの買い物をするときは、金利、手数料、毎回の支払額、支払総額を必ず確認しましょう。多重債務問題は身近に起きる問題です。まずは、ご相談ください。

●多重債務無料相談窓口

- ・日本司法支援センター法テラス ☎0570-07-8374
- ・関東財務局長野財務事務所 多重債務者向け無料相談窓口 ☎026-234-2970（直通）
相談時間：8時30分～12時、13時～16時30分
- ・長野県弁護士会・クレサラ無料法律相談 要予約
相談時間：毎週金曜日 15時～17時
相談場所：各法律事務所
予約受付：上田在住会事務局 ☎0268-27-6049
月～金曜日 9時30分～17時

防犯

☎上田警察署 ☎22-0110

☎生活環境課 ☎22-4140

☎上田市消費生活センター ☎75-2535

■特殊詐欺の被害に遭わないために！

- 「ひとごとじゃない！」という危機感を持ちましょう。
- 「家族の間で、合い言葉を決めておく」などの対策を必ず講じましょう。
- 口座番号や暗証番号を「教えない」、現金やキャッシュカードを「渡さない」ようにしましょう。
- 犯人と直接会話をしないようにするため、自宅の電話を常に留守番電話に設定し、メッセージを残さない人の「電話には出ない」対策をとりましょう。

広告

ペット美容室・ペットホテル P40 B-2

シッポをふってまた来なくなる美容室を目指して！

ポチとタマ

安心して可愛いペットを預けることができるアットホームなペット美容室・ペットホテル（個室あり）です。動物愛護の観点から生体販売を行いません。上田市の民間動物愛護団体の支援を行っています。

■上田市中心東1-12 ■動物取扱業登録／保管第8-02019022 滝田麗美

TEL:0268-27-2745 ■有効期間：平成29年8月10日～平成34年8月9日迄

■営業時間／8:30～18:00 ■定休日／年中無休

■URL: http://www.pochitama.jp

あり(3台)